第14章 罰則

(法第91条、第92条、第93条、第96条)

都市計画法における罰則のうち、開発許可制度に係るものは次のとおりです。

条	刑の内容	適用を受ける者(違反内容)
第91条	1年以下の懲役又は 50万以下の罰金	① 知事の命令に違反した者(法第81条第1項違反)
第92条	50万円以下の罰金	② 無許可で開発行為を行った者(法第29条第1項、第2項違反) ③ 許可後、変更許可を受けずに開発行為を行った者(法第35条の2第1項違反) ④ 建築制限に違反して建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者 (法第37条、法第41条第2項、法第42条第1項、法第43条第1項違反) ⑤ 用途を違反して建築物を建築した者又は用途を変更した者(法第42条第1項、法第43条第1項違反)
第93条	20万円以下の罰金	⑥ 報告若しくは資料の提出の拒否又は虚偽の報告若しく は資料の提出をした者(法第80条第1項) ⑦ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(法第82条第1 項)
第96条	20万円以下の過料	軽微な変更の届出若しくは開発行為の廃止の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者(法第35条の2第3項、法第38条)

* 法第94条の両罰規定について

